

公益財団法人 日本手工芸作家連合会 会員規約

第1章 総 則

(設立趣旨)

- 第1条** 我国の手工芸界は、社会・経済の成長と共に発展し、生活文化の面でも、その向上に大きく寄与してきた。刺繍、編物、織物、染色、細工物等数多くの技術を手工芸と称しており、これらは我国の伝統的技術を継承したものと、海外の技術の導入によるもので構成されている。いずれも豊かな民族性を活かした独創的なもので、趣味、教養の面からだけでなく、産業技術の基礎体力を養成する上でも非常に重要な存在である。
- 2** 昭和41年12月に財団法人日本手芸作家連合会を組織し、会員及び手工芸同好者に対して知識の普及と技術の指導に当たってきた。従来の伝統的指導方針を基盤として技術指導を充実すると共に、創作研究及び調査を行い、新しい技術教育を実施し、手工芸技能の向上と優良手工芸指導者の育成を図ってきている。
- 3** 平成25年4月公益財団法人日本手工芸作家連合会（以下「当法人」という。）に法人の組織替えを行い、公益法人として新たにスタートを切った。手工芸の普及、手工芸技能教育の振興と向上及び手工芸を通して社会貢献に寄与することを使命とする。

(遵守義務)

- 第2条** 会員は、本規約を遵守する義務を負うものとする。

第2章 入 退 会

(入会資格)

- 第3条** 手工芸の作家、指導者、研究者及び手工芸愛好者等を入会資格保有者とする。

(入会手続き)

- 第4条** 所定の申込用紙に必要事項を記入の上、別表1の入会金及び年会費を添えて、事務局長宛提出する。
- 2** 事務局長は入会を承認したときは、入会申込者に会員証を授与する。

(会員の種類)

- 第5条** 当法人の会員の種類は次の通りとする。
- (1) 正会員とは資格取得を目的とする会員を呼称し、次の3種類とする。
- イ、支部会員 支部に所属する会員
 - ロ、教室会員 教室に所属する会員
 - ハ、単独会員 支部及び教室に所属しない会員
- (2) 準会員とは資格取得を目的としない会員を呼称し、学生会員を含む。
- (3) 特別会員とは手工芸に関する文化・学術的功績もしくは実務・実践的功績のある者、もしくは当連合会の発展や知名度向上に貢献する者として、本人同意のうえ入会する個人もしくは団体。
- (4) 特別会員は、役員が候補者の氏名並びに推薦理由を付議して理事会の決議を得るものとし、任期は2年とする。但し、重任を妨げない。

(再入会)

- 第6条** 会員であった者が退会後再入会するときは、新規扱いとし、第4条の規定を準用する。

2 資格を持った者が退会後再入会するときは、以前保有していた資格より再開する。

(退会)

第7条 会員が当法人を退会するときは、所定の退会届を事務局長宛提出する。

2 会員に所属があるときは、所属長を通して所定の退会届を事務局長宛提出する。

3 所属のある会員が、直接所定の退会届を事務局長宛提出したときは、必ず所属長にも退会報告書を提出しなければならない。

(除名)

第8条 重大なる法律違反行為、重大なる損害を当法人に与える行為又は当法人の信用を著しく損なう行為を行った会員は理事会の決議をもって除名することができる。

2 年会費納入の督促をするも、2年間連続して年会費を未納の会員は退会したものとみなし、当該年度末をもって事務局長が会員名簿から除籍するものとする。

(異動)

第9条 会員は、その所属を異動するときは、異動の事由を付した報告書を事務局長宛提出する。

2 異動に関し調整が必要なときは、事務局長が関係者と協議の上、調整する。

(会費)

第10条 毎年4月1日現在の在籍会員は4月末までに、別表1に基づき年会費を納入しなければならない。

2 特別会員は年会費を不要とする。

第3章 資格認定

(資格の種類)

第11条 当法人が会員等に授与する資格は、普通科、高等科、講師、助教授及び教授の5種類とする。

2 資格証書として、普通科及び高等科には修了証を、講師、助教授及び教授には免状を授与する。

(所属会員の修了証取得)

第12条 支部又は教室に所属する会員は、次の手続きにより修了証の申請をすることができる。

(1) 普通科、高等科の履修年限のそれぞれが1年以上で、所属長がその技量を認めた適格会員が対象となる。ただし、所属が1年未満の会員についても、手工芸に関する履歴書を提出せしめ、所属長が普通科、高等科相当の履修年限のそれぞれが1年以上で、その技量を認めた場合は適格会員とみなすものとする。

(2) 前号の会員の修了証を、所属長が別表1の申請料を添えて第I公益目的事業部長宛に申請する。

(3) 普通科と高等科を同時に申請することができるものとする。

(単独会員・非会員の修了証取得)

第13条 支部又は教室に所属していない単独会員及び非会員は、次の手続きにより修了証の申請をすることができる。

(1) 普通科、高等科の履修年限がそれぞれ1年以上の会員が対象となる。

(2) 普通科、高等科相当の手工芸に関する知識・経験・技能を有する非会員が対象となる。

(3) 普通科と高等科を同時に申請することができるものとする。

- (4) 第1号及び第2号に該当する会員及び非会員は、作品1点、手工芸に関する履歴書1通及び別表1の申請料を添えて第Ⅰ公益目的事業部長宛直接申請する。

(修了証の授与及び登録)

第14条 第Ⅰ公益目的事業部長は、申請書等を審査のうえ、合格者を決定し、修了証を授与する。

- 2 第Ⅰ公益目的事業部長は、審査結果を申請者及び所属長に通知すると共に合格者を機関誌に掲載発表する。
- 3 合格者は、別表1の登録料を添えて、第Ⅰ公益目的事業部長宛登録申請を行い、第Ⅰ公益目的事業部長は申請に基づき、それぞれの資格に登録する。
- 4 第Ⅰ公益目的事業部長は、非会員の合格者に対し、資格管理上の理由から当法人への入会を勧奨するものとする。

(講師、助教授、教授の免状取得)

第15条 講師、助教授及び教授の免状は、下記手続きにより申請の上取得する。

- (1) 講師免状は、高等科修了証取得後の履修年限が1年以上の会員が申請資格を有する
- (2) 助教授免状は、講師免状取得後の履修年限が2年以上の会員が申請資格を有する
- (3) 教授免状は、助教授免状取得後の履修年限が2年以上の会員が申請資格を有する
- (4) 創作作品1点の提出
- (5) 支部又は教室に所属する会員は、その所属長の推薦の提出。ただし、単独会員等は手工芸に関する履歴書の提出
- (6) 前各号を充たす会員は所定の申請用紙に所定の事項を記入の上、別表1の申請料を添えて第Ⅰ公益目的事業部長経由会長宛申請書を提出する

(申請作品の審査)

第16条 会長が指名した手工芸に関する有識経験者で組成する審査委員会において審査のうえ決定し、申請作品の評価結果を会長へ提出する。

(認可及び登録)

第17条 審査委員会は、第15条に基づいて提出された申請に対し、第Ⅰ公益目的事業部長の所見及び第16条に基づく作品評価を参考に審議の上、合格者を決定し、会長が免状を授与する。

- 2 第Ⅰ公益目的事業部長は、申請者本人及び推薦所属長へ審査結果を通知すると共に合格者を機関誌に掲載発表する。
- 3 合格者は、別表1の登録料を添えて、第Ⅰ公益目的事業部長宛登録申請を行い、第Ⅰ公益目的事業部長は申請に基づき、それぞれの資格に登録する。

(申請期限等)

第18条 認定資格の申請期限は、毎年原則として、創作手工芸展開催日の1週間前までとする。

- 2 資格認定書(修了証又は免状)の発行は年1回とする。

第4章 支部及び教室

(組織)

第19条 会員は、会員及び手工芸愛好家等に対する手工芸に関する教育・育成活動を推進する上で、公益財団法人日本手工芸作家連合会によって付与された免状資格をもって、支部又は教室を組織する

ことができる。

- 2 支部及び教室はそれぞれ、支部長又は教室長、支部員又は教室員及び生徒をもって構成する。
- 3 支部長、教室長、支部員及び教室員は会員とし、支部又は教室において指導を受ける非会員を生徒と称する。
- 4 支部及び教室の運営は、それぞれ支部長又は教室長が責任を持って行うこととする。

(手続)

第20条 会員は、第Ⅰ公益目的事業部長經由会長宛に申請し、認可を得て、支部又は教室を組織することができる。

尚、会長は認可に当たっては事前に理事会の承認を得るものとする。

- 2 申請書は、次の事項を所定の用紙に記入の上、別表1の認定料を添えて提出する。
 - (1) 申請者(支部長又は教室長)の名称、生年月日、住所、連絡先(電話・メールアドレス)
 - (2) 支部又は教室の名称(原則として申請者の姓とする。)
 - (3) 支部又は教室の所在地(電話・メールアドレス)
 - (4) 支部又は教室を組織する支部員名又は教室員名及び生徒数
 - (5) 支部長及び教室長以外の役員を置くときは、その役職名及び氏名
 - (6) 支部又は教室における指導内容

(資格)

第21条 前条の申請ができるのは、教室は講師以上の資格を、支部は教授の資格を有する会員とする。

(支部の規模基準)

- 第22条** 支部は、支部長と支部員の合計が15名以上で構成するものとする。ただし、講師以上の資格を有する者が5名以上所属しているときは、10名以上で構成することができる。
- 2 支部長は、支部の会員数が前項の定数を下回った場合は、今後の対応等について書面をもって第Ⅰ公益目的事業部長宛報告しなければならない。

(兼務の禁止)

第23条 支部長及び教室長は、他の支部長又は教室長を兼務することはできないこととする。

(支部・教室の活動)

- 第24条** 支部長及び教室長は、毎年3月末までに次年度の事業活動計画を、第Ⅰ公益目的事業部長宛に提出しなければならないものとする。
- 2 支部長及び教室長は、各事業年度終了後1箇月以内に、前事業年度の事業活動実績として次の事項を、第Ⅰ公益目的事業部長あてに書面をもって報告しなければならない。
 - (1) 通常の指導活動実績
 - (2) 前年度末における支部会員数又は教室会員数と氏名及び生徒数と氏名
 - (3) 前年度中に獲得した会員数と氏名
 - (4) 支部又は教室で実施した通常の指導以外に開催したイベント(展示会・講座・研修会・出張講師等)の個別内容等の事業活動実績
- 3 支部及び教室における活動は法令及び定款並びに内部諸規程を遵守の上、原則として教育・育成事業及びこれに付随する会員の募集事業に限定するものとする。
- 4 支部長及び教室長は、催事等事業活動上、本部の支援を必要とするときは、支援要請内容を記載し

た申請書を第Ⅰ公益目的事業部長宛申請する。

5 支部長及び教室長は、本部が地区催事を行うときは、積極的に参加・支援するものとする。

(善管義務)

第25条 支部長及び教室長は、公益法人としての自覚と責任を持って、支部又は教室の運営管理を行う善管義務を負うものとする。

2 支部長及び教室長は、支部又は教室において、当法人の信用に重大な影響を及ぼす事態が発生したときは、可及的速やかにその事態を第Ⅰ公益目的事業部長宛て報告しなければならない。

(解散)

第26条 支部長及び教室長は、支部又は教室を解散するときは、解散事由を付記した解散届出書を第Ⅰ公益目的事業部長宛提出することを要する。

第5章 補 則

(改廃)

第27条 本規約を変更又は廃止するときは、理事会の承認を得て行うものとする。

附 則

1 この規約は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

2 この規約の改定は、平成30年2月24日から施行する。

3 この規約の改定は、令和2年2月22日から施行する。

4 この規約の改定は、令和7年3月1日から施行する。

別表 1

入会金・年会費・申請料・登録料及び認定料

項 目		金 額
1. 入会金		3,000円
2. 年会費	1. 正会員 (1) 一般会員 (2) 普通科 (3) 高等科 (4) 講師 (5) 助教授 (6) 教授 2. 準会員	5,000円 7,000円 8,000円 10,000円 15,000円 20,000円 2,500円
3. 申請料(審査料・再審査料)	(1) 普通科 (2) 高等科 (3) 講師 (4) 助教授 (5) 教授	5,000円 7,000円 10,000円 20,000円 30,000円
4. 登録料	(1) 普通科 (2) 高等科 (3) 講師 (4) 助教授 (5) 教授	15,000円 20,000円 30,000円 40,000円 50,000円
5. 認定料	(1) 教室 (2) 支部	50,000円 100,000円